



商工会報

くりはらなんぶ

第26号

令和元年8月26日発行

発行者 会長 阿部 忠雄
編集 栗原南部商工会情報委員会
印刷所 南部屋印刷株式会社



▲第64回泉のふるさと“たかしみず”夏まつり来場の子供たち

CONTENTS

- 消費増税・軽減税率特集 …… (2)～(3)
- 各支部日除け幕紹介 …… (4)
- 事業所を訪ねて(高清水地区) …… (4)
- 外国人材の受け入れと活用 …… (5)
- 事業承継について …… (6)
- 経営発達支援計画(2年目)の紹介 …… (7)
- マル経融資について …… (7)
- 各支部夏祭り事業報告 …… (8)
- 新任職員紹介 …… (8)

栗原南部商工会

HP: <http://www.kurihara.miyagi-fsci.or.jp/>

築館本所	〒987-2252	栗原市築館薬師四丁目2-27	TEL (22) 3611	FAX (22) 3612
高清水支所	〒987-2174	栗原市高清水上桂葉25-1	TEL (58) 2264	FAX (58) 2744
瀬峰支所	〒989-4521	栗原市瀬峰下田32	TEL (38) 3258	FAX (38) 3724
志波姫支所	〒989-5615	栗原市志波姫沼崎南沖452	TEL (25) 3868	FAX (22) 6554

商工会は 行きます 聞きます 提案します
～会員満足向上運動～

消費税増税対策は本当にお済ですか!?

消費税増税と同時に一部の対象品目が8%の税率となる軽減税率制度も導入されますので、事業者にとって大きな事務的負担となる事が考えられます。制度をよく理解し、消費税増税に向けた準備を実施しましょう！

国では事業者のための消費税増税・軽減税率に対応する補助金を設けるなど対策を進めていますので、活用をしていきましょう！



押さえておきたいポイント



- ポイント① 軽減税率対象商品を取り扱う免税事業者にも関係が……？
- ポイント② 軽減税率対応のレジ導入に対して国から補助が受けられます。
- ポイント③ 契約内容によって新・旧税率どちらになるのか注意！
- ポイント④ キャッシュレス導入に関しても各種補助が受けられます！



ポイント① 免税事業者にも関係はあります！

- I. 軽減税率の対象となる商品を取り扱っていれば、消費税課税事業者でなくとも、区分記載請求書等保存方式が導入されることにより、求めに応じて請求書やレシートに下記の項目を追加する必要がある場合があります！
 - ・ 軽減税率の対象品目である。（「※」印等をつけることにより明記）
 - ・ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）
- II. 免税事業者であっても、軽減税率対策補助金の支援対象となる可能性があります。ポイント②にあるような補助金を活用し、2023年10月に予定されているインボイス制度（適格請求書等保存方式）を見据えた対応をとるようにしましょう。



ポイント② 軽減税率対策補助金でレジを準備！

- I. 軽減税率対策補助金は、複数税率に対応するレジや券売機の導入・改修、受発注システム、請求書管理システムの改修等に要する経費の一部を補助してもらう制度です。支援対象は2019年9月30日まで導入又は改修、支払が完了したものです

対象のレジ等が大変品薄になっている為、お急ぎ下さい！

※申請型B-1型は交付申請受付終了しています。

- II. 2019年1月より、「補助率の拡充」並びに「取扱事業者の拡大(旅館・ホテル等の一部の事業者)」が行われています。これまでに比べ、さらに少ない負担で導入する事ができますので、これを機に是非ご検討下さい！

👉 ポイント③ 契約内容によって税率が変わります

- I. どの時点で課税されるのかの判定は、契約日ではなく「引渡し日」時点での税率が適用されます！
- ・物の引渡しを要するもの：目的物の全てを完成し相手方に引き渡した日
 - ・物の引渡しを要しないもの：約した役務の全ての提供を完了した日
- II. 消費税率引上げの半年より前に締結した契約は、旧税率が適用になります！（経過措置） ※10%適用に係る指定日は、平成31年4月1日です！
- ⇒ 詳細は下記の表を参照ください

指定日 H31.4.1	施行日 R1.10.1	適用関係
契約	引渡し	旧税率
契約	引渡し	新税率
増額変更	引渡し	新税率
契約	引渡し	旧税率

👉 ポイント④ キャッシュレス対策補助金はご存じですか？

◎キャッシュレス・消費者還元事業は消費税率引上に伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業です。

※事業期間：令和元年10月1日～令和2年6月30日（消費税率引上げ後の9カ月間）

I. キャッシュレス決済機能導入に関する様々な支援を受ける事が可能です！

- ①キャッシュレス決済端末導入に係る負担金なし！
→ 端末本体と設置費用などの導入が無料
- ②決済手数料が3.25%以下で利用でき、期間中は1/3の補助を受けられます！
- ③加盟店となる事で、消費者還元事業の際、顧客が2%or5%のポイント還元を受けられる事ができる事業所になります。

II. 各種支援を受けるにあたり、下記の点にご注意ください！

- ①事業開始が10月1日の為、申請が集中しています！この為、機器の導入に1.5ヵ月程度の期間がかかる可能性があります。申請はお早めに！
- ②消費者還元事業のポイント還元対象事業者になる為には、改めて、キャッシュレス・消費者還元事業加盟店として登録を行う必要があります！

各支部日除け幕紹介

地元で買うべ！プロジェクトinくりはら

築館支部 屋婦栄

看板が壊れてしまった為、皆さんにお店をお知らせするツールとして作成しました。そばがおいしく見えるよう、さわやかに涼しげな夏をイメージしたカラーにしています。お客様から好評で、色を変えた秋冬バージョンも作成を検討中です♪



高清水支部 岩淵食堂

お店の中華のイメージを前にシンプルに表現しています。お店の前に飾っているの、お客様からは「見やすくていいね」と言ってもらっています。親しみやすいイメージが伝わればいいなと思っています。



志波姫支部 ことぶき

屋号の「ことぶき」から、めでたくかわいらしい七福神をモチーフとしたイメージにしてみました。来てくれたお客様が、満足して幸せになって欲しい、そんな思いを込めています。



瀬峰支部 居食家あじあ

創作料理が得意で地元の皆様に愛されるうちの店をシンプルに表現してみました。お店の暖簾に合わせて色や書体を統一しており、外観にうま〜くマッチしているという事で、お客様からも好評を頂いております。



事業所を訪ねて

高清水地区 株式会社 イマジン・ジャパン

当社は平成29年4月に創業し、「営農型太陽光発電事業」により生産された、きくらげ等の農産物を収集・製品化し、販売しています。

地域に眠る魅力ある商品やサービスの販路を生産者に代わり新たに開拓し、その収益と市場の生の声を生産者にフィードバックする事で、地域に貢献したいと考えています。

主力のきくらげの販売では、この春「白きくらげ」の取り扱いを開始しております。生産ではクラウドファンディングによる投資を頂くなど、チャレンジングな取り組みを行っており、大きな反響を頂きました！着実に成果を出し、これからも楽しみなチャレンジを続けていきたいと思っております！



小規模企業の
会社役員
みなさまへ

会社の役員はら / 小規模企業共済

小規模企業の会社役員の方が廃業や退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。国が作った制度なので、安心・安全です。

小規模企業等の会社役員なら加入可能

建設・製造・運輸・サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)等は常時使用する従業員数が20名以下の会社役員等。

代表者以外の会社役員でも加入可能

代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿簿本に役員登記されている方ならご本人でも加入可能。

役員なら受け取れる大きなメリット

小規模企業共済制度には積立時・受取時ともに大きなメリットが受けられます。詳細は下記をご覧ください。

制度の特長

制度のメリット

掛金は全額所得控除

掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

受取時も税制メリット

共済金の受取は一括の場合は「退職所得課税」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

個人事業主、会社代表者のためもちろん加入できます



外国人材の受入れと活用について

平成31年4月1日より

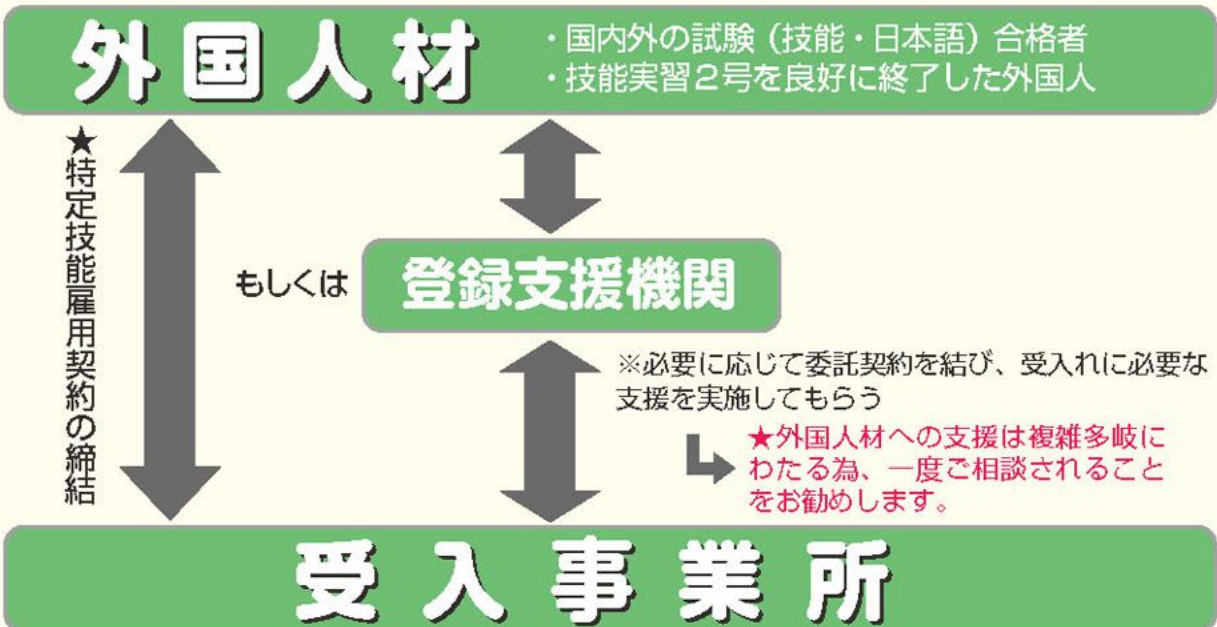
外国人材の受け入れを拡大する新たな制度がスタートしました

制度の大きな目的は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材確保が困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築する事です。



今回の制度では、人手不足が深刻となっている特定の産業分野（14分野下記表参照）が設定されています。これまでの制度では在留資格が得られなかった産業での外国人材の登用が認められる事になる為、対象となる事業所さんで人材不足のお悩みがありましたら、一度検討されてみてはいかがでしょうか！

～登用イメージ簡略図～



<特定産業分野> 14分野

建設、自動車整備、素形材産業、産業機械製造業、宿泊、農業、介護、外食業、航空、漁業、造船・船用工業、電気・電子情報関連産業、飲食料品製造、ビルクリーニング

※ 注意！ 制度としては、海外技能実習生とは異なる制度になります

- ・人材不足の為事業の拡張ができない
 - ・仕事を受注できず黒字倒産……など
- 上記のような事も実際に起こっています。



不安なことがありましたら、商工会までお気軽にご相談下さい。

そろそろ事業承継の準備はじめませんか？

一口に事業承継といっても、家族・親族が後継者、従業員が後継者、後継者がいない……といったように、事業所の状況によって準備すべき内容は異なります。

しかし、全ての事業所に共通する事は、事業承継の準備は長期スパンで考えなければならぬものです！

代表者ご自身が健全なうちに、事業承継の準備を始めていきましょう！

◎事業承継予定者としっかり協議しましょう！

後継者がいる場合、事業について相手も「わかっているだろう」という考えで臨むと全く異なった認識を持っていたということがあります。

- ・今後の事業の方向性や事業所の財務状況など
- ・事業承継は「いつ」なのか、具体的に決めましょう！

★実際話してみてもびっくりが事業承継にはつきものです！



◎事業承継税制を活用しましょう！

事業承継税制とは、中小企業における経営者から後継者への非上場株式の承継に対する相続税・贈与税の納税猶予および免除に関する制度です。

平成30年4月1日の改定で、承継に有利となる大きな変更がありました

- ・相続税の納税猶予割合の100%化
- ・対象となる株式が増加（100%）
- ・対象となる後継者が「3人以内」に増加
- ・雇用維持要件の条件付き猶予
- ・事業継続が困難な事由が生じた場合、譲渡対価の額等に基づき再計算した猶予税額を納付し、従前の猶予税額との差額を免除

◎2019年度税制改正により「個人版事業承継税制」も創設されております！

→法人の株式以外でも個人の事業用資産や相続税・贈与税も対象で、納税額の100%が納税猶予となります。令和10年までの時限措置につきご注意ください。

※注意！ 制度を利用するには適用要件があり、猶予期間中に一定の要件を満たされなくなった場合には、猶予されていた税額とともに利子税の支払を求められることもあります。

◎従業員承継やM&Aを検討しましょう

家族・親族に後継者がいない場合、従業員承継や事業譲渡＝M&Aを検討してはいかがでしょうか？ これらの場合は、譲渡の際の価格も重要ですが、事業をどう継続してくれるかが最も重要となります。

従業員・社内文化・取引先……そういった部分をしっかりと承継してもらえる相手なのか検討してください。

また、M&Aも選択肢として普及してきています。仲介機関等も増えている反面、秘密保持など不安な部分も多い為、一度支援機関等にご相談ください。

何から手を付けていいかわからない。そんな時は商工会にご相談ください！

経営発達支援計画2年目がスタート!



平成30年3月に経済産業大臣より認定を受け、事業者の皆様へ具体的な支援を実施しており今年で2年目となりました。

小規模事業者の持続的発展の支援として、事業者の事業計画作成及び実施や販路開拓、地域経済活性化を目的とした取組を促進するなど、経営の発達に特に資するものについて支援を行う計画です。

当会の経営発達支援計画の詳細な内容や、1年目で行った地域経済動向調査等の結果を当会HP内に掲載しています!

栗原南部商工会HP: <http://www.kurihara.miyagi-fsci.or.jp/>

マル経融資の利子補給補助金が創設されました!

平成31年4月より、市内小規模事業者の経営の安定と発展を図る為、資金融資を受けた小規模事業者に対し、借入資金の利子の一部を市が補助する制度が創設しております。

なお、対象事業者や資金の要件・補助の内容・申請の流れは下記の通りです。

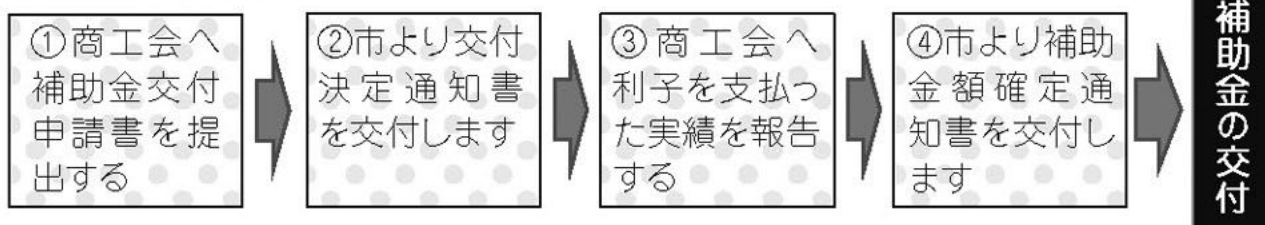
対象者の要件 (下記の全てを満たす必要があります)

- ☑市内商工会の推薦によりマル経資金を借り入れた小規模事業者である事
- ☑代表者が国民健康保険税を含む市税を滞納していない事
- ☑法人の場合、申請時点で市内に主たる事業所を1年以上有している事
個人の場合、申請時点で市内に1年以上住所を有し、市内において同一事業を引き続き1年以上営んでいる小規模事業者である事

★利子補給対象となる資金と補助内容

- ・利子補助の対象となる資金 (上限額は2,000万円までとなります)
→ 平成31年4月1日~令和2年3月31日までに借入したマル経資金
 - ・利子補助交付率 : 年利0.26%
 - ・利子補給期間 : 融資日から2年間
 - ・利子補助申込期限: 令和2年1月31日まで
- ※借り換え分の金額は対象となりませんのでご注意ください!

★利子補給制度の流れ



高清水地区 ふるさとの祭り・高清水

去る8月10日(土)第64回泉のふるさと「たかしみず」夏まつりが開催されました。高清水地区の歴史ある夏祭り。しかし、今年は様相が違います。今年の3月に地区の中学校が閉校となった事を受け、会場を中学校跡地に変更したのです。

来場した地域の方々、そして子供たちも久しぶりの校舎・校庭が懐かしかったのか、例年以上の人出となりました。地域に帰ってくる方、そして地域で出迎える方、それぞれが「ふるさと」を意識し、懐かしむ。今年はそんな夏祭りになったと感じています。



築館地区 つきだて七夕まつり

8月3日(土)〜4日(日)の2日間、令和初のつきだて七夕まつりが築館総合支所特設会場にて開催されました。昨年は豪雨で2日目午後から中止となつてしまいました。今年も天候に恵まれ多くの方に来場いただきました。

会場には地域の団体に作成いただいた21本の吹き流しが飾られ、来場者はその美しさを楽しみました。

また、パトカーや消防車の体験コーナーが置かれ、子供たちで賑わいました。



各地区夏祭り事業報告

志波姫地区 第30回しわひめ水車まつり

30回という節目を迎えたしわひめ水車まつりは、今年も楽しいイベント盛りだくさん。イワナのつかみ取りやベツパー君と触れ合うコーナーでは、子供から大人まで大はしゃぎでした。

よさこい団体が力強い演舞で会場を盛り上げ、2,500発の花火が打ち上がると、フィナーレには観客の大歓声が打ち上げ現場まで聞こえるほどに大盛り上がりでした。

今年も大盛況で終えることができましたこと、ご協力いただきました皆様、ありがとうございました。



瀬峰地区 2019 せみね夏祭り

毎年恒例のせみね夏祭りが瀬峰公民館前特設会場にて8月14日(水)に開催されました。こどもりサイクルみこしのパレード、かくし芸大会、さらに商工会青年部によるメインイベント「おしどり夫婦さんいらっしやうい」等々、盛りだくさんの催しがあり、会場は大いに盛り上がりました。

その他にも豪華景品が当たるお楽しみ抽選会や来場者全員参加の盆踊りも催され、夏の夜に太鼓の音が響き渡りました。今年も無事に、また盛大に開催することができ、ご協力・ご協賛頂きました皆様に深く感謝申し上げます。



編集後記

今年は何々なることに変化がありますね。年号が「令和」に変わり、参議院議員が入れ替わり、そして10月から消費税が変わります。今回の会報でも、消費税については2Pにわたって特集しましたが、全体を見れば東北のレジ補助金の申請は未だ想定外の4割程に留まっているそうです(6月末時点ですが)。世の変化に対応できなければ、すぐに取り残されてしまう時代。少し大げさですが、「身を捨ててこそ浮かぶ瀬もあれ」。食わず嫌いせず、変化に身を委ねてみれば、案外上手くいくかもしれませんね。(S・M)

人事異動のお知らせ

よろしくお祈いします (転入)

お世話になりました (転出)

【異動】
瀬峰支所(多き仙高商工会) / 主査
稲村 佳 浩

鈴木 俊博
主 査
(瀬峰支所)

商工会では新規会員を大募集しています! 未加入事業者がおりましたら、是非ご紹介下さい!